

盛土規制法、県盛土条例について

1. 宅地造成及び特定盛土規制法

国は、令和3年7月の静岡県熱海市において、大雨により盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したことや、危険な盛土等に関する法律による規制が必ずしも十分でないエリアが存在していること等を踏まえ、盛土等を行う土地の用途やその目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称「盛土規制法」）を令和5年5月に施行した。

土を堆積するという行為そのものに対し、許可申請が必要であり、技術的基準や土砂基準を遵守することが規定され、それらを具体化した事業計画について、事前協議及び許可が必要となる。

(1) スキマのない規制

- 都道府県知事等が、宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定
- 農地・森林の造成や土石の一時的な堆積も含め、規制区域内で行う盛土等を許可の対象とする 等

(参考) 改正前の宅地造成工事規制区域

【規制対象】
● 宅地を造成するための盛土・切土
➡ 【区域指定のイメージ】
主に、丘陵地にある市街地（又は今後市街地になりうる土地）の区域を指定

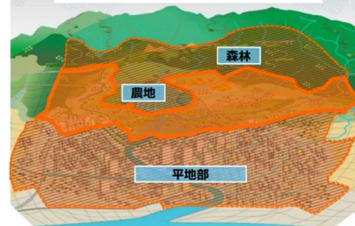
<宅地造成工事規制区域（改正前）のイメージ>



新制度による規制区域

【規制対象】 ※（下線部）：規制を強化する部分
● 土地（森林・農地を含む）を造成するための盛土・切土
● 土捨て行為や一時的な堆積
➡ 【区域指定のイメージ】
改正前の宅地造成工事規制区域に加えて、土石流出等により人家等に被害を及ぼしうる、森林、農地、平地部の土地を広く指定

<新制度による規制区域のイメージ>



(2) 盛土等の安全性の確保

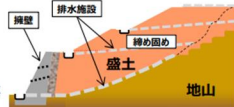
- 盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、災害防止のために必要な許可基準を設定
- 許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、
[1]施工状況の定期報告、[2]施工中の中間検査及び[3]工事完了時の完了検査を実施 等

■ 災害防止のための安全基準の設定

<盛土・切土>

(主な安全基準)

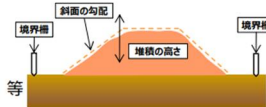
- ✓ 擁壁の設置
- ✓ 排水施設の設置
- ✓ 地盤の締め固め 等



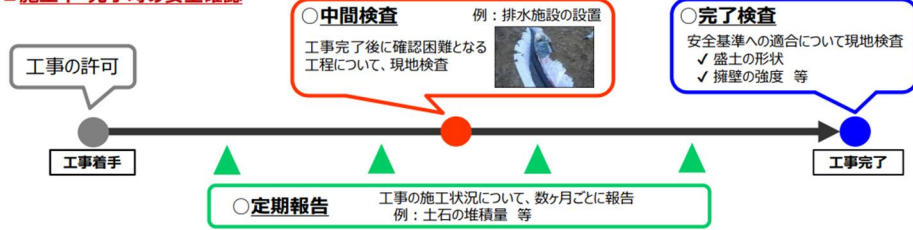
<一時的な堆積>

(主な安全基準)

- ✓ 堆積の高さ
- ✓ 斜面の勾配
- ✓ 境界柵の設置 等



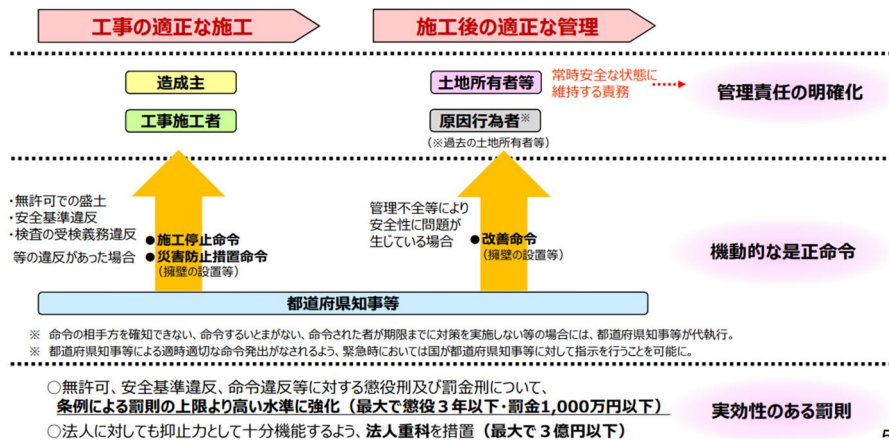
■ 施工中・完了時の安全確認



3

(3) 責任の所在の明確化

- 盛土等が行われた土地について、土地所有者等が安全な状態に維持する責務を有することを明確化
- 災害防止のため必要なときは、土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令できることとする 等



(4) 実効性のある罰則の措置

- 罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する罰則について、条例による罰則の上限より高い水準に強化 等
- ※ 最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下・法人重科3億円以下

出典：国土交通省 HP 「盛土規制法の概要」

2. 静岡県盛土等の規制に関する条例

静岡県では、令和4年7月に「静岡県盛土等の規制に関する条例」が施行され、県全域を対象に盛土に特化した規制を行う条例が適用されている。

条例の特徴として、①一定規模以上の盛土等が届出制から許可制になったこと、②盛土等の構造の基準に加え、環境の保全のための基準が規定されたこと、③盛土等に使用する土砂等の適正な管理のため、定期的な報告が義務付けられたこと、④盛土等を行う土地の所有者の責任が明確になったことの4点があげられる。

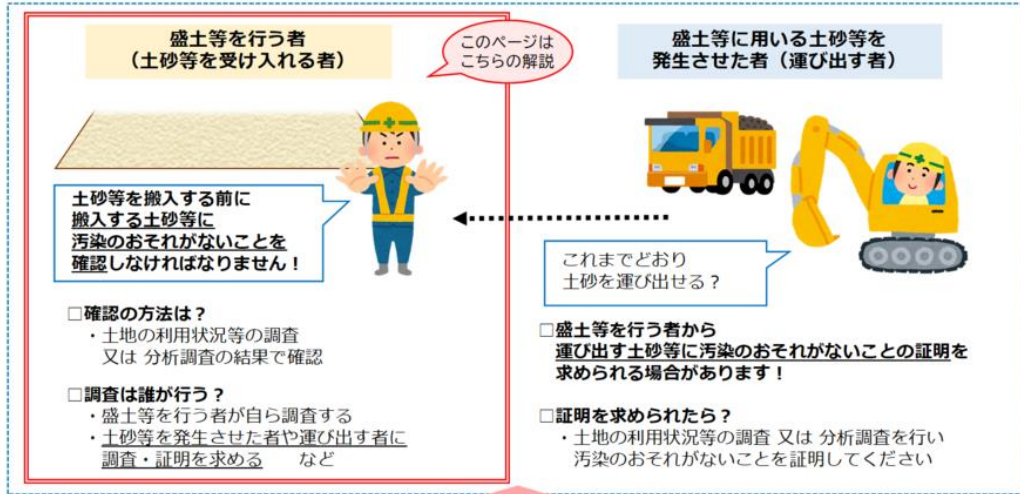
○受け入れる土砂等に「汚染のおそれ」がないことの確認方法

- ・ 受け入れる土砂等が発生した土地やその隣接地において、過去に「土砂基準」に規定する物質を取り扱っていた履歴があるか（土地の利用状況等の調査の結果）を確認
⇒土砂基準に規定する物質を取り扱っていた履歴がなかったことが確認できれば、土砂等の受入可能
- ・ 土砂基準に規定する物質を取り扱っていた履歴があった場合、取り扱われていた物質についての土壌調査（分析調査）の結果を確認
- ・ 土壌調査（分析調査）の結果、土砂基準に規定する基準値をクリアしていることが確認できれば、土砂等の受入可能
- ・ 土地の利用状況の調査が行われなかった場合、土砂基準に規定する29項目の物質についての土壌調査（分析調査）の結果が確認できなければ、土砂等の受入は不可

○運び出す土砂等に「汚染のおそれ」がないことの証明方法

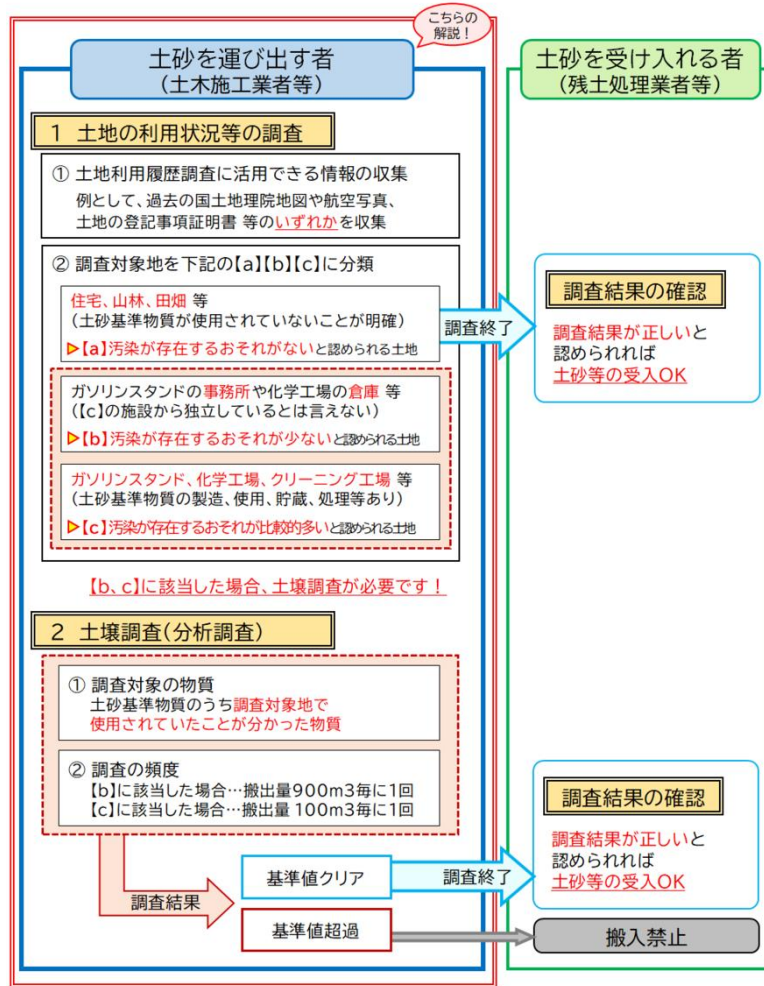
- ・ 土砂等が発生する土地やその隣接する土地において、過去に「土砂基準」に規定する物質を取り扱っていた履歴があるかを調査
⇒土砂基準に規定する物質を取り扱っていた履歴がなければ、調査は終了
- ・ 土砂基準に規定する物質を取り扱っていた履歴があった場合、取り扱われていた物質について土壌調査（分析調査）を実施する必要有
- ・ 土地の利用状況等の調査を行わず、土砂基準に規定する29項目の物質について土壌調査（分析調査）を実施することで「汚染のおそれがない」ことを証明することも可能

条例の許可を受けて盛土等を行う者は、盛土等に用いる土砂等に汚染のおそれがないことの確認が必要です！



(大前提) 土砂基準に適合しない土砂等を用いて盛土等を行うことはできません！

土砂等を運び出す際の「汚染のおそれがないこと」の証明の流れ



○証明書類の作成例

揃えるべき書類

1. 運び出す土砂等が発生した現場を証明する書類
→土砂等発生元証明書（様式第13号）
2. 土地の利用状況等の調査結果をまとめた書類
→土地の利用状況等の調査結果書（参考様式第2号）、土地の使用履歴（参考様式第3号）
3. 調査に用いた資料
→過去の国土地理院地図や航空写真、土地の登記事項証明書など（いずれかの書類でOK）
→土壌調査を実施した場合には、試料採取状況を示す写真、試料採取位置図、計量証明書を添付

様式第13号（その1）（第16条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦）

再生土、改良ではない場合
（通常の土砂等）

土砂等発生元証明書

令和4年12月3日

盛土等の許可を受けた者 氏名
静岡ドラッグHD（株）
代表取締役 静岡 百造 様

土砂等が発生させた者 住 所 静岡市葵区緑ヶ丘 437
氏 名 町中建設（株）
代表取締役 吉原 徹
電話番号 054-354-9999

静岡県盛土等の規制に関する条例第9条の許可に係る盛土等区域に搬出する土砂等について、次の工事等により生じたものであること等を証明します。

| | |
|-----------------------|------------------------|
| 工事等の名称 | （仮称）平山マンション建築工事 |
| 工事等の施工場所 | 静岡市駿河区平山 716 ほか 8 筆 |
| 工事等の発注者 | 静岡市駿河区平山 219 金持 善一 |
| 工事等の施工期間 | 令和4年6月10日から令和6年3月25日まで |
| 搬出する土砂等の量 | 430 m ³ |
| 搬出する土砂等の種類 | 土砂 |
| 搬出する土砂等が用いられる盛土等区域の位置 | 静岡市駿河区田中 1696-2 ほか 8 筆 |

（注） 「搬出する土砂等の種類」欄には、土砂又は改良土の別を記載すること。

- ・土砂等の発生者、場所、工事内容等について記載する。
- ・土砂等の発生者と工事の発注者が同一であってもよい。
- ・「搬出する土砂等の量」は、盛土等が行われる場所で使用される締固め後の土量として記載する。
- ・地歴を確認した土地の利用状況等の調査結果書（参考様式第2号）及び添付資料又は土壌の汚染状況の調査結果及び計量証明書を添付する。
